

★★★入院した時の食事代★★★

国民健康保険または後期高齢者医療加入者で市民税非課税世帯の方は、市役所国民健康保険課の窓口で申請すると、食事代の減額認定証の交付を受けられます。発行は申請された月の1日からとなります。

【窓口】市役所3階 国民健康保険課 TEL 55-2754

【持ち物】①国民健康保険証 ②長寿（後期高齢者）医療被保険者証

一般の方		1食につき	260円
市民税非課税世帯	過去1年間の入院日数 90日まで	1食につき	210円
	91日から	1食につき	160円
	所得が一定基準に満たない70歳以上の方	1食につき	100円